

「世界」とつながる子どもたちを応援する

愛知国際学園幼稚部後援会運営会則

目的

第1条 本会の目的は以下の通りとする。

1. 国際社会で活躍できる聡明なリーダーの育成に貢献する。
2. 日本と外国の伝統・文化の相互理解を深めることに貢献する。
3. 愛知国際学園との相互支援活動を通じて明るい国際的な街づくりと子育て支援事業に貢献する。
4. 後援会活動を通して、会員相互の親睦を深める。
5. その他、目的達成に必要なこと

名称

第2条 本会は、愛知国際学園後援会とする。

会員

第3条 本会の会員は、第1条に賛同するもので、次のとおりとする。

法人会員 法人・団体等で、所定の会費を納める者

個人会員 個人で、所定の会費を納める者

特別会員 役員会において特に加入を認められる者

会員の資格

- 第4条
1. 会員の資格の有効期間は、所定の会費納入日に始まり、本会事業年度の1年間とする。
 2. 会員が本規定に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合、並びに月会費等を滞納した場合は、退会させることができる。

会員の権利

- 第5条
1. 本会の会員は、本会則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有する。
 2. 会員には、下記に定める特権を供与する。
 - (1) 愛知国際学園がご案内する行事に参加できる。
 - (2) 愛知国際学園が主催する講演会等に割引価格で参加できる。

後援会の資金等

第6条 1. 後援会の資金は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

2. 後援会の経費は、前項の資金をもって支払う。

3. 後援会の資金は、事務局が管理する。

事業

第7条 後援会の事業は次のとおりとする。

- (1) 会員の募集活動
- (2) 支援の為の宣伝・広報活動
- (3) 後援会の目的を達成するための事業活動

役員

第8条 後援会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	2名
理事	10名以内
事務局長	1名
監事	2名以内

役員任期

第9条 役員に任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

年度途中での役員改選は、役員会の承認を得てこれを行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

役員職務

- 第10条 1. 会長は、役員互選により決定し、後援会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、役員互選により決定し、会長を補佐し会務を分掌する。また、会長に事あるときには副会長の中から選ばれた者がこれを代行する。
3. 理事役員は、役員会を構成し、本会の事業並びに予算・決算の審議を決定する。
4. 事務局長は、本会の収入及び支出に関する事務を分掌する。
5. 監事は、本会の事業活動及び収入・支出に関する事項を監査し、役員会に報告する。

会議

第11条 本会が開催する会議は役員会とする。

1. 役員会の議長は役員から選出する。
2. 役員会は、会長が招集し、役員過半数の出席のもとで開催するものとする。
3. 役員会での決議は、出席役員の過半数を要する。
4. 役員会で決議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び予算の決定
 - (2) 事業活動の審議・決算
 - (3) 役員の改選
 - (4) その他後援会を運営するために必要な事項の決定

事務局

- 第12条
1. 本会の事務分掌及び会員連絡の拠点として、「愛知国際プリスクール株式会社 愛知県日進市折戸町梨ノ木 46 番地」に事務局を置く。
 2. 事務局は事務局長を兼ねる。

会費

- 第13条
1. 年会費はそれぞれ次のとおりとする。

法人会費（一口）	年額 30,000 円
個人会費（一口）	年額 10,000 円
入会金（初回のみ）	5,000 円
 2. 特別事業については、その都度その出席会員より別途会費を徴収し、これに充当する。
 3. 年会費は理由の如何を問わず返還しない。

事業年度

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日までとする。

その他

第15条 会則に定めのない事項は、役員会においてこれを定める。

平成 26 年 5 月 31 日	作成日
平成 27 年 4 月 24 日	変更日
平成 28 年 4 月 23 日	変更日